

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日（火）午後2時10分から午後3時6分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（19人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原 誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員
なし

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中田千代志
井戸繁夫
益田知明
森本健
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
石田雄一
西田ちみ子
高木淳

杉本秀雄
瀬本浩和
杉山秀治
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第50号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第51号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第52号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第53号 | 農地法第4条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第54号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第55号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第56号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第7 | 議案第57号 | 農地中間管理機構による農用地の買入協議について |
| 第8 | 議案第58号 | 農地利用最適化推進委員の辞任について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	田中	学
主幹	小山	貴晴
参事	井上	真由美
主事	村田	茜

8. 会議の概要

事務局長

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。

それでは、ただいまから10月の総会を開会したいと思います。

本日は欠席の委員はいらっしゃいません。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、10月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

7番 松本吉充委員、8番 木村秀子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、今月は法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とならず、前後して進行しますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が5件、交換が2件ありました。地目は、田 4万1,155.52㎡、畑 410㎡、計 4万1,565.52㎡です。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、昭和。

推進委員

昭和地区の斎藤です。申請番号1番と2番について説明いたしますが、先日26日と27日の両日、松田委員と現地の確認に行ってきました。1番の渡人の方は、相続により申請地を取得されましたが、現在、県外に住んでおられ、営農が困難なため受人に相談され、今回の申請になりました。受人は水稻とブロッコリーを作っておられ、何ら問題はないと思われます。2番は現況3筆にまたがってハウスが立っていて、そのうちの1筆が今回の申請地になります。渡人は今現在農業を営んで

	おられません。受入は今回ハウスでトマトを作ろうと考えておられ、後々可能であれば他の２筆も取得したいと思っておられます。１番２番、ご審議方よろしく願います。
議長	３番、植柳。
推進委員	植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号３番について説明します。１０月２２日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は永年、譲受人の方が作付けされておられ、この度、借入地を受贈されました。譲受人は、主にミニトマトの栽培を行われていて、後継者もあり、意欲的に取り組んでおられます。今回の申請も規模拡大のためです、周辺農地への影響はないと思います。地元委員としては何ら問題無いと考えていますので、ご審議方よろしく願います。
議長	４番、日奈久。
推進委員	日奈久担当の杉本です。申請番号４、５、６番について説明します。２６、２７日と橋本委員と現地確認しました。４番と５番は同じ案件であります。場所は農業振興地域内の農業が盛んなところで、畔を挟んで隣同士で長い間耕作されていましたが、登記簿上の所有者が入れ替わっていることに気づかれ、登記を現況に合わせるようになりました。よろしく審議お願いします。６番は、国道３号線より５０メートルほど西側に行った住宅地の中で、譲受人の自宅横で、以前より畑を借りて耕作されていました。この度、売買の話が決まり、購入することになりました。よろしくご審議お願いします
議長	７番、二見。
推進委員	二見担当の瀬本です。７番について説明します。１０月２５日平野農業委員と現地の確認をしました。申請地は、二見下大野町元〇〇〇〇の北側にあります。譲渡人は県外に３人、市内に１人の４人で、今後も農業をされなため、今耕作されている譲受人に３筆の農地を譲られるもので、地区担当としては、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。
議長	８番、千丁
推進委員	千丁地区担当の草原です。申請番号８番について説明します。１０月２５日、上原農業委員、最適化推進３名で申請地の現地確認を行いました。譲渡人は県外在住で、営農を行っていない状態です。譲受人はイチゴ栽培および稲作農家で意欲的に営農に取り組んでいます。今回の申請地は、親族からの借入地を受贈され、水稻栽培をされています。周辺農地への影響はなく、地元として何ら問題はないと考えていますので、ご審議方よろしく願います

議長	9 番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の宮崎です。申請番号 9 番について説明します。10 月 20 日、本田農業委員と申請地の確認を行ないました。申請人は農業大学校卒業時、国から農業関係の補助金を受給されましたが、卒業から 5 年以内に経営主、農地の所有者になれば、補助金を返還しなければならなくなるため、今年度 5 年目となりますので、父より一括受贈の申請となっております。申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、何ら問題ないものと思われます。ご審議方よろしくお願いします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 次に、議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案書 4 ページのとおり付議いたします。 今月の申請は 2 件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。 それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。 1 番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため第 1 種農地に区分されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。 2 番の案件は、用途地域内の農地であるため、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、一般基準について説明いたします。 農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

推進委員	1 番、龍峯。 龍峯の森本です。22日に笹岡委員と現地に行ってまいりました。この案件は数十年前に一戸建ての家を建てておりましたが、駐車場が無いということで、玄関前を駐車場にされてました。そこで相続の手続きをしていたところ無断転用であることがわかりまして、始末書も添付されています。何の影響もないと思います。ご審議よろしくお願いいたします
議長	2 番、高田。
推進委員	高田の山崎です。よろしくお願いします。申請番号2番につきましてご説明致します。10月23日、湯野委員と現地確認をいたしました。場所は市役所から3号線を日奈久方面に下りますと、△△△、□□□とありますが、その2つの○を越えたすぐ左側を左に降りたところ、塘の下の場所になります。ここは以前より通路として利用されていたということでの申請で、無断転用ということでございましたので、よろしくご審議お願いします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 次に議案第54号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、を先に審議いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案54号 農地法第5条事業計画変更申請について、議案書11ページのとおり付議いたします。 今月の申請は1件で、その内容は、議案書記載のとおりです。1番の案件は、平成22年8月23日付けで、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、分筆し、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。当初の転用目的は、個人住宅として利用するものでしたが、許可後、分筆し、内1区画に個人住宅を1棟建築し利用する内容となっています。申請地は、第3種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、などから、承認できると判断しました。なお、この案件については、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、6ページの申請番号8番と同時に申請がなされております。

議長

それでは、ご審議方よろしく願ひいたします。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、宮地。

推進委員

宮地地区担当の澤野です。申請番号 1 番について説明致します。10 月 23 日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は、△△△裏手の住宅地の中にあります。申請人は、自然の中で住環境の良い宅地を探していたところ、知人からの紹介で申請地を買い受けることとなりました。この申請地は、平成 22 年に農地転用許可されていましたが、当初の計画者が体調不良となり、当初の目的であった住宅建築を断念した場所である関係から、事業計画を変更して、承継者が個人住宅を建築するものです。申請地は、住宅に囲まれたところで、農地への影響はないものと思われまふ。ご審議方よろしく願ひいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。

次に、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案書 5 ページから 9 ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が 16 件、賃貸借権が 1 件、合計の 17 件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。5 ページの 1 番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第 1 種農地に区分されますが、集落に居住する者の、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当します。また、無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。2 番から 6 ページ 6 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。7 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10 ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第 2 種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。8 番の案件は、先程ご審議いただいた、議案第 54 号 農地法第 5 条事業計画変更、11 ページの申請番号 1 番と同時に申請されている案件となります。当初の転用目的は、個人住宅として利用するものでしたが、許可後分筆し、内 1 区画に個人住宅を 1 棟建築し利用する内容となっています。農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタ

ール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。7ページをお願いします。9番から11番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。また、10番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。8ページをお願いします。12番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。また、12番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。13番から14番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。9ページをお願いします。15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されますが、無断転用により、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。16番の案件は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。17番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に農地ですが、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2つ以上のその他の公共施設又は公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしく願います。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築の吉田です。申請番号1番について説明します。10月22日、担当委員全員で現地確認を行ないました。現地は、都市計画区域内にある農地で、現況盛土された畑状態であります。出し手は、千葉県在住の男性、受け手は、周辺農地を借り受け、大規模経営する農家で、その土地を30年以上管理していたとのことで、今回その農地を譲り受け、農業用倉庫と駐車場を整備したいとのことです。なお無断転用であることから、始末書が添付されております。審議をお願いします

議長

2番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号2番から5番について説明します。2番、申請地は、〇〇町の△△△△△より北へ□□□メートル行ったところ、周りが住宅地で、現況荒地状態の農地で、ここに個人住宅および資材置き場を建築したいと

	いった申請になります。何ら問題はないと思います。3番4番は同じ区画内なので一緒に説明します。申請地は、〇〇〇町の区画整理区域内で△△△町の□□□□より西へ〇〇〇メートル行ったところで、現況造成済みの農地で、ここにそれぞれ個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。5番、申請地は、□□町の△△△△△△△△より道路をはさんだ東側にあたり、周りが住宅地で、現況荒れ地状態の農地で、ここを住宅用地として整備したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします
議長	6番、松高。
推進委員	申請番号6番について説明します。10月22日、松高地区担当の鞍本農業委員と一緒に現地確認を行いました。□□町に本社を置く〇〇会社が、北側に隣接する土地に資材置き場および駐車場を建設するものであります。現場は都市計画区域内にあり、住宅に取り囲まれた場所にあります。周辺に農地はなく、何ら問題はないと考えております。ご審議方よろしくお願いします。
議長	7番、太田郷
推進委員	太田郷地区担当の益田です。申請番号7番について説明します。10月22日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は、△△△△△△の北側に位置し、住宅地に囲まれた場所にあります。申請人は、県内全域で住宅建築を展開している業者で、今回の申請地を買い受けて、そこにアパート1棟を建築する計画です。申請地は、四方を住宅に囲まれており、農地はなく、周辺への影響はないと思います。ご審議方よろしくお願いします
議長	8番、宮地。
推進委員	宮地地区担当の澤野です。申請番号8番について説明いたします。10月23日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。本案件は、先ほどご審議いただきました議案第54号、申請番号1番との関連となります。申請地は、□□□裏手の住宅地の中にあります。申請人は自然豊かで住環境の良い宅地を探していたところ、知人からの紹介で申請地を買い受けることとなりました。申請地は、住宅に囲まれたところで、農地への影響はないものと思われます。よろしくお願いします。
議長	9番、龍峯
推進委員	龍峯の森本です。先日24日に笹岡委員と9番、10番の確認に行つてまいりま

した。9番の案件は、申請人が博多に住んでいらっしゃいます。〇〇〇業を営む□□□□□□という会社でございます。この度、八代の方に△△△△△△△工事を請け負う会社の現場事務所が欲しいということで、数ヶ月前から検索しておられまして、この申請地に決まったわけでございます。場所は龍峯の□□□□□□□□の〇側△△△メートル行っったところの昔の〇〇〇〇のところにありますけれども、そこに現場事務所を設置したいということでございます。近隣には何も影響はないものと思います。ご審議よろしく願いいたします。10番の案件に関しましては、20数年前に戸建ての住宅を建てておりまして、駐車場が狭いということで、祖父の土地を駐車場として使っておられましたけども、この贈与の関係で調査致しましたところ、名古屋に住んでおられる娘さんが住んでおられるおじいちゃんが高齢で介護するということで、実家に帰ってくると言うことで、贈与を受けまして、倉庫を解体する時に、一部が無断転用のため、始末書が添付されております。どうぞご審議よろしく願いいたします。

議長

11番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号11番、12番続けて説明します。10月22日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。申請番号11番の転用目的は、譲受人の事業拡大に伴い、申請地を買い受けて、重機、資材置場として利用したいということです。隣接地境界にコンクリート擁壁を設置し、周辺農地へ支障が生じないように配慮されるということで、地元委員としては、何ら問題ないと考えています。次に申請番号12番の転用目的は、譲受人の業務量の増大に伴い、申請地を買い受け、資材置場として利用したいということです。宅地、雑種地に隣接しており、周辺農地への影響はないと思いますが、申請地は昭和63年3月に一時転用の許可を受け、その後農地に戻していただく条件でしたが、譲渡人が同年12月20日農地から雑種地へ地目変更してあるものと勘違いされていたということです。始末書が添付されております。ご審議方よろしく願いします。

議長

13番、高田。

推進委員

高田の山崎です。よろしく願いします。申請番号13番について、説明します。10月23日、湯野委員と現地確認しました。場所は、〇〇〇〇〇から△へ約□□□メートルほど行っった住宅地の中にあります。これにつきまして、農地台帳に記載があり、現状荒れてますけれども、転用申請が必要ということでの申請になります。よろしく願いします。続きまして14番の説明を致します。先ほど農地法第4条の件で説明しました通りの場所であります。ここにまた家を建てたいというこ

	とでの申請になります。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議長	15番、日奈久。
推進委員	日奈久担当の杉本です。27日橋本委員と現地確認を行ないました。15番について説明します。場所は3条の6番で説明しました案件の横の場所にありまして、譲受人は長い期間、借地に家を建てて住んでおられました。この度、売買により取得され、申請されました。無断転用でした。よろしく審議お願いします。
議長	16番、坂本。
推進委員	坂本地区担当の杉山です。申請番号16番について説明いたします。10月22日、宮本農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は、令和2年、南部豪雨災害の被災地で、土地整備事業の対象地であり、現在、大水害の公共工事で、一帯を5メートル程の嵩上げ工事がなされているところ、坂本町〇〇〇地区になります。申請人は、自宅が嵩上げ対象となったことで、自宅隣接地である申請地を取得し、避難経路確保と安心して暮らせる個人住宅を建設したく、申請に至りました。なお、申請地は、現況雑種地であり、利便性のため、長年道路の進入路として無断転用されており、始末書添付されております。周辺農地への影響はなく、問題はないと思います。よろしくお願いいたします
議長	17番、千丁。
推進委員	千丁地区担当の久保田です。申請番号17番について説明します。10月25日、上原委員他2名と申請地の確認を行ないました。申請地は、□□□□□から△へ〇〇〇メートル弱、□□□□□□□のすぐ横に位置します。申請人は現在所有する建具製品の保管倉庫が手狭であることから、新たに倉庫を建設する計画です。申請地は隣接農地とは、コンクリート外壁で分断され、また農地の北側に位置するので、日照の課題も生じない、隣接農地は譲渡人の農地であるので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可致します。なお11番の麦島の案件は3,000平方メートルを超える案件であることから、県の諮問会議に許可相当として進達致します。

次に、議案第53号 農地法第4条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第53号 農地法第4条事業計画変更申請について、議案書10ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

1番の案件は、平成22年8月23日付けで、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。当初の転用目的は個人住宅でしたが、許可後分譲地として売却することとなり、申請地が道路となっているため事業計画を変更する内容です。ご審議方よろしくをお願いします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、宮地。

推進委員

宮地地区担当の澤野です。申請番号1番について説明いたします。10月23日、有馬農業委員と申請地の確認を行ないました。本案件は、先ほどご審議いただきました議案第52号申請番号8番及び議案54号申請番号1番との関連となります。申請人は、宅地としての売却にあたり、申請地が道路の一部となっているため、事業計画を変更するものです。周辺農地への影響はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可致します。

議案第55号 農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第55号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書12ページから31ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が24件、面積は13万9,812平方メートル、所有権移転が10件、面積は3万4,973平方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

今月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、11月8日、金曜日に実施いたします。関係する地区は、郡築二番町、古閑浜町、井揚町、高島町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

次に、議案第56号 農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書32ページから36ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、使用貸借権設定が4件で、面積は、7万94平方

メートルで、賃借権設定が５件で、面積は、３万６０６２．９３平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。議案第５６号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第５７号 農地中間管理機構による農用地の買入協議について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案第５７号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第３条第２項の規定による農地中間管理機構への買入協議の要請を議案書３７ページの通り附議いたします。

今回の議案書記載の所有者から１０月９日に、同法則第３条第１項の規定による所有権移転の斡旋申し出がありました。しかし、不調に終わったため八代市長に対し、同法附則第３条第２項の規定により、当該農用地の所有者に通知をするよう要請するものです。買入協議制度における市長への買入協議の要請は、農用地の所有者から利用権の設定等について斡旋を受けたい旨の申し出があった場合は、認定農業者等に農地を利用集積するため、一旦熊本県農業公社が買い入れることを必要と認め、市長から所有者と県農業公社へ買入について協議をしてくださいと言うことを通知していただくものです。この買入協議の通知は、買入協議制度を適用する場合の必須要件となっております。制度の対象となる農地は農用地等であり、受け手は、認定農業者が優先され、買入協議が成立しますと所有者は１５００万円までの譲渡所得の特別控除が受けられることになります。以上で説明を終わります。

議長

いま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで可決されました。八代市長に買入協議の要請をいたします。

議案第 58 号 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明お願いいたします

事務局

議案 58 号 農地利用最適化推進委員の辞任について、議案書 38 ページをお開きください。農地利用最適化推進委員の鏡 2 地区の田添徹さんより辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、推進委員の辞任について審議を求めるものです。以上、よろしくお願いします。

議長

本件については、同意案件でありますので、質疑を省略し、採決したいと思います。ですが、ご異議ありませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ、ただいまより採決致します。

辞任について、同意される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、辞任に同意することに決定いたしました。

これにより、農地利用最適化推進委員が 1 名欠員となりましたが、このことについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

今回の農地利用最適化推進委員の辞任による欠員に関する事務手続きについて説明いたします。農地利用最適化推進委員の補充についての規定は、八代市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則第 9 条にございまして、この中で、農業委員会は、募集区域の推進委員の全員が欠員となった場合は、この規則に定める手続に基づき速やかに推進委員の補充に努めなければならないとあります。今回欠員となりました鏡 2 区域は 2 名おられて、今回の辞任によっても、区

議長

域の全員が欠員となったことにはあたりませんので、補充の手続きは取らないこととなっています。説明は以上です。

ただいまの説明について、何かご質問ありませんでしょうか。

(質問なし)

それでは、事務局の説明のとおり、規則に従い、補充は行わないこととなります。担当区域の委員さんは大変でしょうけれども、ご理解いただけますようお願いいたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の届出がありましたので、報告します。

これをもちまして、10月の八代市農業委員会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 29 日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員